

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、マッサージ師として業務に従事していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に電子レンジを使用するためレンジに触れた際に感電して、C病院に受診し「電撃傷、両肩甲骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 肩関節の機能障害について

請求人に残存すると認められる肩関節の機能障害について、D医師作成の平成○年○月○日付け診断書によると、肩関節の主要運動（屈曲、外転・内転）で、参考可動域（屈曲：180度、外転180度・内転0度）の3/4以下に制限されているのは、左右とも外転（各120度）運動のみであるが、E医師の「関節可動域測定表」では、屈曲（右：125度、左：105度）、外転（右：100度、左：105度）と、屈曲運動と外転運動のいずれも、左右とも可動域が参考可動域角度の3/4以下に制限されていることから、それぞれ「1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」（障害等級第1 2級の6）に該当する。

なお、E医師測定「関節可動域測定表」によると、肘関節の主要運動（屈曲、伸展）の可動域は、左右とも参考可動域の3/4以下に制限されていないことから、肘関節の機能障害は認められない。

(2) 神経系統の障害について

D医師の前記診断書では、残存障害として「左手の冷感、しびれ、頸部痛」と記載されており、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「局部に神経症状を残す。部位：両肩関節部～周辺部、両手」と所見していることから、請求人には、左右の肩関節からその周辺部及び左右の手指に、常時疼痛等の神経症状のあることが認められる。

請求人は、平成○年○月○日に職場復帰し、退職した平成○年○月○日までの○日間に、通院日（○日）を含めて○日間業務に従事しており、D医師は、

平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間について、療養のため労働することができなかったとは認められない旨の所見を述べていることから、障害の程度は、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（障害等級第12級の12）には至らず、「局部に神経症状を残すもの」（同第14級の9）に該当するものと認められる。

(3) 以上から、請求人の障害は、左右の肩関節の機能障害（それぞれ第12級の6）及び左右の上肢と手指の神経症状（それぞれ第14級の9）に該当するところ、当審査会としても、これらを併合して、障害等級第11級に該当するとして審査官の判断は妥当であると判断する。

なお、請求人が提出したF医師作成の平成○年○月○日付け診断書は、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）した請求人に残存する後遺障害の上記認定を左右するに足りるものではない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。